

## とみさとファンクラブ会員規約

### (名称)

第1条 本会は、とみさとファンクラブ（以下「ファンクラブ」という。）と称します。

### (目的)

第2条 ファンクラブは、富里市民の方に、自らが暮らすまちに愛着や誇りを感じてもらうとともに、市外の方にも、富里市（以下「市」という。）の様々な魅力を広く発信して知ってもらい、市のファンを増やすことによって、魅力あるまちづくりを目指すことを目的とします。

### (会員)

第3条 この規約において会員とは、ファンクラブの目的に賛同する次の方とします。

- (1) 市に興味・関心のある方
- (2) 市を応援してくださる方

2 会員は、自分ができる方法で市の魅力をPRし、市のファンを増やすことに協力するものとします。

### (事務局)

第4条 ファンクラブの事務局（以下「事務局」という。）は、市総務部広報情報課に置きます。

### (登録等)

第5条 ファンクラブへの入会を希望する方（以下「申込者」という。）は、とみさとファンクラブ会員登録申込書（別記様式）又は市公式ホームページからの電子申請により、事務局にファンクラブへの入会を申し込むものとします。

- 2 ファンクラブの会費は、無料とします。
- 3 会員の登録期間は、原則無期限とします。
- 4 事務局は、第1項の申込書を受理したときは、速やかに内容を審査し、申込を適正と判断した場合は、申込者を会員と認め、会員証を発行します。
- 5 会員は、会員証を他人へ転売、貸与又は譲渡してはなりません。

6 会員は、登録内容の変更を希望する場合は、事務局に届け出るものとします。

7 会員が、会員証を著しく破損又は紛失等したことにより、再交付を希望する場合は、事務局に届け出るものとします。

#### (禁止行為)

第6条 会員は、ファンクラブが提供するサービスの利用に当たっては、次の行為を行ってはなりません。

- (1) 他の利用者、第三者若しくはファンクラブの著作権、プライバシー又はその他の権利を侵害する行為及び侵害するおそれのある行為
- (2) 他の会員、第三者若しくはファンクラブを誹謗中傷する行為又はファンクラブの運営を妨げる行為
- (3) 事実と反する情報又は公序良俗に反し、若しくはそのおそれのある情報を他の会員若しくは第三者に対して提供する行為
- (4) 選挙運動、政治活動、宗教活動その他これらに類する行為
- (5) 事務局の承諾なくファンクラブの情報若しくはファンクラブが発信する情報を用いた営利を目的とする行為又はその準備を目的とする行為
- (6) その他、法令等に違反する行為又はそのおそれのある行為

#### (退会及び資格喪失)

第7条 会員は、ファンクラブの退会を希望する場合は、事務局に届け出るものとし、会員証を返却するものとします。

2 事務局は、会員が次のいずれかに該当するときは、当該会員の会員資格を取り消すことができることとします。

- (1) 会員登録情報に虚偽があったとき。
- (2) 前条の禁止行為を行ったとき。
- (3) 会員登録した住所、電話番号、FAX番号、メールアドレスなどへの事務局からの連絡に対し、会員の都合により音信不通となったとき。
- (4) 会員が暴力団若しくは暴力団関係の構成員であり、又は宗教団体への勧誘活動若しくは違法な販売活動を行うものであるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、事務局が会員として不適当であると判断したとき。

#### (損害賠償)

第8条 事務局は、ファンクラブの運営に関して生じた会員の損害、会員同士

又は会員と第三者との間で生じた問題及び損害等全てに対し、いかなる責任も負わず、一切の賠償する義務を負わないものとします。

(個人情報)

第9条 事務局は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の定めに基づき、個人情報を適正に取り扱います。

(規約変更)

第10条 事務局は、ファンクラブの運営上必要が生じた場合は、会員の承諾を得ることなくこの規約を変更できるものとし、変更後は直ちに全ての会員に適用されるものとします。

2 事務局は、この規約を変更した場合は、市ホームページへの掲載等の方法により、会員に対して当該変更内容を周知することとします。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、ファンクラブの運営に関し必要な事項は、事務局が別に定めるものとします。

附 則

この規約は、令和4年4月1日から施行します。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行します。